

横浜市立上白根中学校 学校長 様

治 癒 届

令和 年 月 日

医師の診察の結果、

- 1 インフルエンザ 2 麻疹(はしか) 3 風疹
4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 5 水痘(水ぼうそう)
6 流行性角結膜炎 7 流行性角結膜炎
8 その他()

と診断されました。

医師の指示のもと、治療が完了して、登校許可を受けましたので届け出ます。

学年・組	
生徒氏名	
保護者氏名	
出席停止期間 (月日～月日)	
診察医療機関名	

※ 保護者をご記入ください。

※ 次ページの出席停止期間の基準を参考にしてください。

【参考】学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

種類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症：その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとる。		